

みんなで考える

連載 自治基本条例の制定に向けて④

まちづくりのルールを条例に

前号までは「まちづくり」における住民と行政のかかわり方を中心として、住民と行政の役割分担のためのルールの必要性を説明してきました。本号では、そのルールをなぜ自治基本条例で決めなければならないかについて考えてみます。

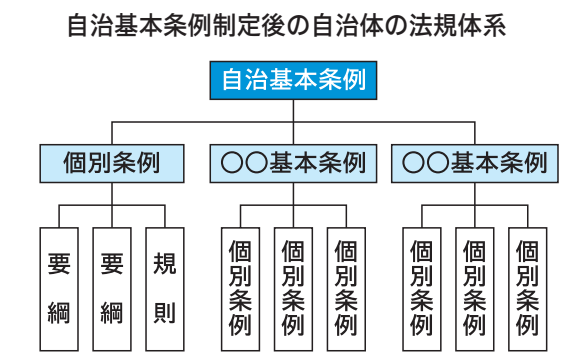
自治基本条例は市民共通の目標

自治基本条例とは、まちづくりや行政の基本的なルールなどを定めた自治体の最高法規です。市民、事業者、行政、議会がそれぞれの立場からどのようにまちづくりにかかわるか、自治の仕組みはどうするかなどを具体的に決め、条例という形で法的に根拠を持たせようとするものです。

地方分権が進み、自治体には

「地方政府」として自立が求められるようになりました。地域のことは地域で決める「自己決定・自己責任」の原則の下、地域の実情に合った政策を展開していく必要性が増しています。本市にとっては、合併前の市町村の地域特性を尊重しながら、新しい市のまちづくりをどう進めていくかについて考えることが、その第1歩といえます。

地方分権が進めば、行政への市民参加の拡充、NPOと行政の協働、コミュニティ活動の増進などの必要性がますます高まります。住民の参加や協働によるまちづくりの仕組みは、やはりルールに盛り込むことになります。



10月号では、自治基本条例に盛り込む内容について考えます



の総意でつくり、地域を構成する市民、事業者、行政、議会などが、同じ目的意識を持ってまちづくりを進めていこうということなのです。



なぜ市の憲法と言われるのか

地方自治法は、国と自治体との関係は詳細に定めています。行政と住民との関係には具体的な規定がほとんどありません。「情報公開」「住民投票」「コミュニティ」など近年重要度が増している事案には、今の国の法律

では対応できず、自治体が条例を制定して独自に対処する動きが生まれています。

このことから、自治基本条例は、市民に最大限尊重されるルールとして、明文化しておく必要があるのです。自治基本条例には、自治体のすべての条例よりも上位に位置することが明記されます。個別の事柄を定めた条例や規則、要綱は、自治基本条例の下で運営していくことになるのです（上図参照）。このことが、自治基本条例が「市の憲法」といわれる理由なのです。

づくり

市の憲法

災害に強いまちの基盤づくりに

消防団協力事業所表示制度



認定事業所に交付される消防団協力事業所表示証

市は、市消防団協力事業所表示制度を10月1日から始めます。この制度は、地域の防災を担う消防団活動に協力している事業所を、広く市民に知らせるものです。従業員、消防団への入団促進など、事業所の協力を社会貢献として評価し、地域の防災体制がより充実されることを目的としています。

次の認定基準のいずれかに該当する事業所は、申請により消防団協力事業所として認定し、表示証を交付します。

申請書は、本庁生活環境課消防防災室、各総合支所生活環境課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

■認定基準

- ①従業員が消防団員として2人以上入団している
- ②従業員の消防団活動に積極的に配慮している
- ③災害時に事業所の資機材を消防団に提供するなどの協力をしている
- ④従業員による機能別消防分団などを設置している
- ⑤消防団への協力により、地域の消防防災体制の充実などに特に貢献していると認められる

■問い合わせ

本庁生活環境課消防防災室（内線128、129）

IT社会のパスポート・住民基本台帳カード

住基カードは公的証明書

住民基本台帳カード（住基カード）は、本人の顔写真が付いたタイプと付かないタイプの2種類があり、どちらかを選ぶことができます。特に写真付きの住基カードは、本人確認が必要なあらゆる場面で身分証明書として使うことができるので、大変便利です。

実際に運転免許証やパスポート以外に、公的機関が発行する顔写真付きの証明書はあまり思い浮かばないのではないのでしょうか。健康保険証では、顔写真が付いていないため本人確認の証明書としては通用しないことがあります。住基カードは希望する市民に発行されるので、どこでも持つことができます。

さらに、運転免許証には本人確認に必ずしも要しない本人籍地などの個人情報も記載されているのに対し、住基カードは本人確認のための最小限の情報として、氏名、住所、生年月日、性別が券面に記載されているだけです（ほかに有効期限などが記載）。個人情報の保護について、より配慮された証明書といえます。

顔写真が付かない住基カードは、氏名と有効期限が記載されているだけです。顔写真付き住基カードを、安心して利用できる公的証明書として使用していません。

問い合わせ＝本庁情報政策課（内線 323）